

青梅市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 1 7 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

公的個人認証サービスの電子証明書の機能が移動端末設備（スマートフォン等）に組み込まれた電磁的記録媒体に搭載されることに伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の申請にかかる規定について所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市印鑑条例の一部を改正する条例

青梅市印鑑条例（昭和 5 9 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条第 2 項中「個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）」を「個人番号カード等（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードおよび電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備をいう。）」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。